

臓器移植に関する普及啓発の取組

「意思表示をしていただくこと」に力点を置いた普及啓発にあたり、医療保険者（地共済、市町村国保等）、都道府県警察（交通安全協会）、教育委員会等との連携も検討していただきたい。

臓器移植に関する教育用普及啓発パンフレット等

- 移植医療に関する認識と理解を深めるために、中学生向けのパンフレット「いのちの贈りもの」を作成し、全国の中学校、教育委員会に送付している。
- 日本臓器移植ネットワークにおいて、教職員を対象に「いのちの教育セミナー」を開催し、道徳教育や総合的な学習の時間などで臓器移植を題材とした授業が行えるよう、その進め方等を普及。



注意事項 保険診療を受けよとすると、この証を保険医療機関等の窓口で渡して下さい。

住所 _____

備考 ※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1,2,3のいずれかの番号を○で囲んで下さい。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

（1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけて下さい。）
【心臓・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

【特記事項: _____】

署名年月日: _____年 _____月 _____日
本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____

一般向け普及啓発活動

- ポスター、リーフレット等の各種啓発資材を利用した啓発活動
- 臓器移植推普及推進月間(10月)に合わせた取り組み 等



健康保険証及び運転免許証裏面への意思表示

- 厚生労働省では、国家公務員共済組合の組合員証の更新(カード化)に伴い、改めて臓器提供に関する意思表示欄への意思の記入を全職員に周知。
- 日本臓器移植ネットワークにおいて、
 - ・運転免許証裏面での意思表示を促進する取り組みとして、全国の自動車教習所やタクシーの車両(60,000台)に啓発ステッカーを貼る活動を実施。
 - ・コンビニエンスストア、カー用品店、ゴルフ場等に約700,000台分の啓発ステッカーを配布する活動を実施。



都道府県別の脳死下臓器提供可能施設数

都道府県臓器移植コーディネーターにおいて、日本臓器移植ネットワークと協力し、管内医療機関の体制整備支援に取り組んでいただいている。

※厚生労働省において、「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)」に規定された5類型該当施設(合計865施設)を対象に任意によるアンケートを行い、臓器提供が行える体制を整えていると回答のあった施設。(平成25年6月末現在)

都道府県	大人	児童 (18歳未満)	(参考) ガイドライン 5類型該当 施設数
北海道	18	7	43
青森県	3	1	6
岩手県	7	5	9
宮城県	6	6	15
秋田県	6	3	9
山形県	5	2	9
福島県	7	0	12
茨城県	10	4	20
栃木県	5	2	13
群馬県	5	2	14
埼玉県	9	2	30
千葉県	16	11	29
東京都	38	26	88
神奈川県	25	13	53
新潟県	7	5	19
富山県	6	3	9

都道府県	大人	児童 (18歳未満)	(参考) ガイドライン 5類型該当 施設数
石川県	4	3	11
福井県	4	3	10
山梨県	2	2	4
長野県	5	4	20
岐阜県	9	5	15
静岡県	13	5	24
愛知県	23	16	46
三重県	6	1	14
滋賀県	7	5	11
京都府	7	2	13
大阪府	29	13	64
兵庫県	19	7	33
奈良県	5	3	13
和歌山県	4	3	10
鳥取県	4	2	6
島根県	4	3	5

都道府県	大人	児童 (18歳未満)	(参考) ガイドライン 5類型該当 施設数
岡山県	10	6	16
広島県	10	4	15
山口県	7	5	13
徳島県	4	4	8
香川県	5	4	9
愛媛県	7	4	13
高知県	4	3	6
福岡県	14	5	39
佐賀県	4	1	8
長崎県	5	3	10
熊本県	3	1	11
大分県	2	2	8
宮崎県	2	1	9
鹿児島県	3	2	12
沖縄県	2	0	11
合計	400	214	865 27

都道府県別の腎臓提供件数と移植件数／移植希望登録者数

腎臓の移植希望登録者数は約12,800人。

概ね、地域で提供された腎臓が、その地域で登録している患者に移植されている。

都道府県別の腎臓提供件数と移植件数／移植希望登録者数

都道府県	提供件数 (06年～13年の合計)	移植件数	移植希望登録者数 2013年末現在	移植希望登録者全体に占める割合
北海道	54	94	576	4.5%
青森	4	6	119	0.9%
岩手	4	6	100	0.8%
宮城	6	22	155	1.2%
秋田	1	4	62	0.5%
山形	2	3	89	0.7%
福島	8	9	174	1.4%
茨城	10	22	329	2.6%
栃木	7	13	185	1.5%
群馬	13	19	170	1.3%
埼玉	27	40	693	5.4%
千葉	30	70	604	4.7%
東京	99	212	1,540	12.1%
神奈川	64	99	930	7.3%
新潟	35	49	256	2.0%
富山	9	17	147	1.2%

都道府県	提供件数 (06年～13年の合計)	移植件数	移植希望登録者数 2013年末現在	移植希望登録者全体に占める割合
石川	9	14	165	1.3%
福井	10	4	63	0.5%
山梨	4	1	78	0.6%
長野	11	15	163	1.3%
岐阜	12	21	262	2.1%
静岡	37	66	359	2.8%
愛知	89	197	1,256	9.8%
三重	5	7	215	1.7%
滋賀	8	6	80	0.6%
京都	6	17	228	1.8%
大阪	20	73	681	5.3%
兵庫	37	77	567	4.4%
奈良	7	10	204	1.6%
和歌山	22	20	125	1.0%
鳥取	1	0	42	0.3%
島根	1	3	43	0.3%

都道府県	提供件数 (06年～13年の合計)	移植件数	移植希望登録者数 2013年末現在	移植希望登録者全体に占める割合
岡山	6	21	167	1.3%
広島	12	23	276	2.2%
山口	7	7	94	0.7%
徳島	7	10	85	0.7%
香川	17	25	136	1.1%
愛媛	6	11	112	0.9%
高知	8	7	58	0.5%
福岡	55	104	410	3.2%
佐賀	5	2	36	0.3%
長崎	19	25	144	1.1%
熊本	1	13	154	1.2%
大分	6	7	51	0.4%
宮崎	8	7	62	0.5%
鹿児島	5	7	57	0.4%
沖縄	16	47	255	2.0%
合計	830	1,532	12,757	

※提供件数及び移植件数のデータは2013年11月末現在のデータ。

3. 造血幹細胞移植について

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」(平成24年法律第90号)

目指す方向

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資するため、造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念等を明らかにするとともに、講ずべき施策の基本となる事項や、骨髄、末梢血幹細胞提供あっせん事業及び臍帯血供給事業について必要な規制及び助成等について定めるものであり、これにより、移植を希望する患者の方々にとって、病気の種類や病状に合った最適な移植が行われるとともに生活の質の改善が図られることが期待される。(法律の提案理由説明より)

法律公布から施行までの状況

平成25年	8月30日	関係省令(造血幹細胞提供支援機関に関する省令)の公布
	9月 1日	法律の一部施行(造血幹細胞提供支援機関の指定に係る準備行為の規定)
	10月 1日	造血幹細胞提供支援機関として日本赤十字社を指定
	12月27日	関係省令(施行規則、臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令)の公布
平成26年	1月 1日	法律の全部施行、関係省令の施行
	1月15日	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方針の策定・公布

⇒今後、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業(骨髄バンク事業)、臍帯血供給事業(さい帯血バンク事業)の許可

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」 において地方公共団体に期待されていること

第5条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。



具体的には・・・

第10条(国民の理解の増進)

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

第8条(関係者の連携)

国、地方公共団体、造血幹細胞提供関係事業者、造血幹細胞提供支援機関及び医療関係者は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方針(平成26年厚生労働省告示第7号)(抄)

第四 その他移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し必要な事項

一 関係者の連携

国、地方公共団体、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者、臍帯血供給事業者、造血幹細胞提供支援機関及び医療関係者は、場合に応じてボランティア等の協力も得つつ、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、相互に連携を図りながら協力する。

効果的な普及啓発及び骨髄等提供希望者の募集・登録について

●地方公共団体においては、現在、

- ・保健所を通じたドナー登録
- ・骨髄バンク推進月間(10月)を中心とした普及啓発活動
- ・自治体、ボランティア、医師など関係団体からなる連絡協議会を組織しての情報や意見の交換などを行っていただいている。

●効果的な普及啓発を行うためには、全国組織である「日本赤十字社」(*)やボランティア団体との連携が重要。

→ 献血事業との連携など、骨髄等提供希望者の募集や提供希望者登録事業においては、日本赤十字社及びボランティア団体との協力が不可欠。

※造血幹細胞提供支援機関の業務として“普及啓発”が掲げられている。(法律第45条第4項)

⇒骨髄バンク連絡協議会等も活用し、日本赤十字社やボランティア団体とも連携を強化しながら、効果的な普及啓発や積極的な骨髄等提供希望者の募集及び登録をお願いしたい。

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方針(平成26年厚生労働省告示第7号)(抄)

第二 移植に用いる造血幹細胞の提供の目標その他移植に用いる造血幹細胞の提供の促進に関する事項

二 造血幹細胞の提供について

○ 引き続きドナー登録者を維持・増加させる取組が必要である。

○ 電子メール等を活用したドナー登録者への継続的な働きかけやドナー休暇制度の普及、さらにはドナーの家族に骨髄移植等について理解してもらうための働きかけ等に取り組み、実際に骨髄、末梢血幹細胞の提供に承諾するドナー登録者を増加させる必要がある。

○ ドナー登録を広く受け付けつつも、ドナーとなる意思を持つ者にできるだけ長い期間ドナー登録をしてもらうという観点から、若年層への重点的・積極的なドナーリクルートに取り組むことが必要である。

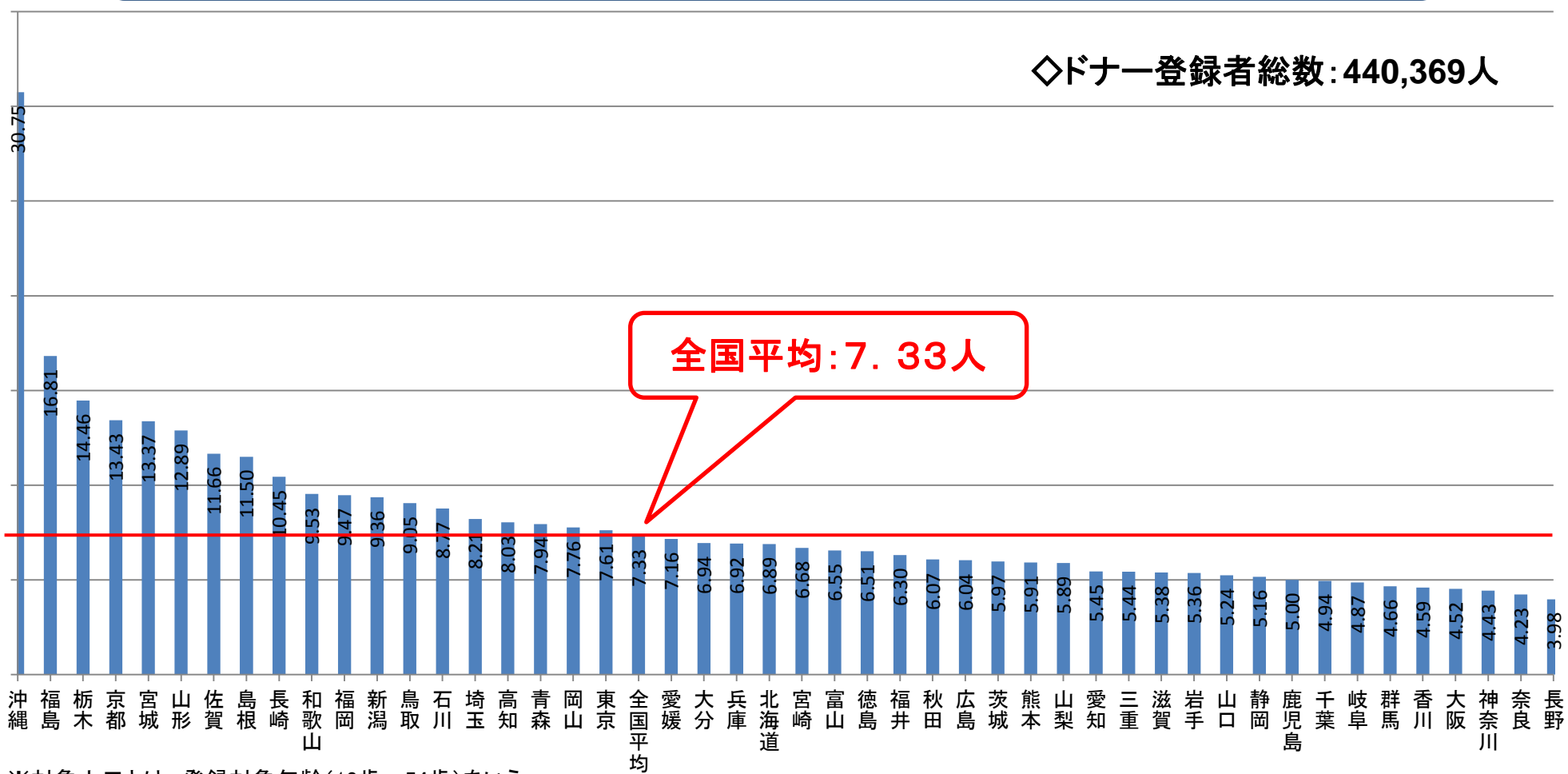
都道府県別 対象人口1,000人当りにおけるドナー登録者数

(平成25年11月末現在)

ドナー登録者数は増加しているが、対象人口1,000人当りにおける登録者数は、各都道府県においてバラつきがみられる。

◇ドナー登録者総数: 440,369人

全国平均: 7.33人



※対象人口とは、登録対象年齢(18歳~54歳)をいう。

※18~54歳人口は、総務省「平成17年国勢調査」の夜間人口及び昼間人口を使用して計算したものである。

18~54歳人口=夜間人口×0.5+昼間人口×0.5

夜間人口: <基本集計(男女・年齢・配偶関係)>の総数の18~54歳の総和

昼間人口: <従業地・通学地による人口>の昼間人口の20~54歳の総和

※資料出所:(公財)日本骨髄バンクHP

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律概要

移植に用いる造血幹細胞〔骨髄・末梢血幹細胞・臍帯血〕の適切な提供の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の基本となる事項について定めるとともに、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業及び臍帯血供給事業について必要な規制及び助成を行うこと等により、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資する。

第1 基本理念

- ① 造血幹細胞移植を必要とする者がこれを受ける機会が十分に確保されることを旨として、移植に用いる造血幹細胞の提供の促進が図られなければならないこと。
- ② 移植に用いる造血幹細胞の提供は、任意にされたものでなければならないこと。
- ③ 造血幹細胞移植を受ける機会が公平に与えられるよう配慮されなければならないこと。
- ④ 移植に用いる造血幹細胞の安全性が確保されなければならないこと。
- ⑤ 移植に用いる骨髄又は末梢血幹細胞の提供者の健康の保護が図られなければならないこと。
- ⑥ 移植に用いる臍帯血の品質の確保が図られなければならないこと。

第2 責務等

- ① 国は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策を策定・実施すること。
- ② **地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、施策を策定・実施すること。**
- ③ 造血幹細胞提供関係事業者〔第5・第6の事業者〕及び第7の支援機関は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に積極的に寄与するよう努めること。
- ④ 医療関係者は、国・地方公共団体の講ずる施策に協力するよう努めること。特に、医療機関は、第4③の取組に必要な情報の提供に努めること。
- ⑤ **①～④の者は、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。**

地方公共団体の責務

第3 基本方針

厚生労働大臣は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本方針を策定・公表すること。

第4 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進のための施策

- ① 国及び**地方公共団体は、国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずること。**
- ② 国は、移植に用いる造血幹細胞の提供に関する情報が一体的に提供されるよう必要な施策を講ずること。
- ③ 国は、移植に用いる骨髄又は末梢血幹細胞を提供した者及び移植に用いる造血幹細胞の提供を受けた者の健康等の状況の把握及び分析の取組を支援するために必要な施策を講ずること。
- ④ 国は、造血幹細胞提供関係事業者の**安定的な事業の運営を確保**するため、財政上の措置その他必要な施策を講ずること。
- ⑤ 国は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に資する**研究開発の促進等**に必要な施策を講ずること。
- ⑥ 国は、移植に用いる造血幹細胞の提供に関する**国際協力の推進**に必要な施策を講ずること。
- ⑦ 国は、移植に用いる骨髄及び末梢血幹細胞の採取に係る**医療提供体制の整備**に必要な施策を講

第5 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業〔骨髄バンク〕

- ① 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる骨髄又は末梢血幹細胞の提供のあっせんを行う事業）を**許可制**とすること。
- ② 営利を目的としてその事業を行おうとする者でないこと、移植に用いる骨髄又は末梢血幹細胞の安全性の確保や提供する者の健康の保護のために必要な措置を講じていること等の要件を満たしていなければ、許可を受けられないこと。
- ③ 移植に用いる骨髄又は末梢血幹細胞の**安全性が確保**されるよう必要な措置を講じなければならないこと。
- ④ 提供する者の健康の保護のための措置等を講じなければならないこと。
- ⑤ 提供しようとする者に対し、**適切な説明**を行い、その同意を得なければならないこと。
- ⑥ 国は、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業に要する費用の一部を**補助**することができること。
- ⑦ 守秘義務、監督、援助等について定めること。

第6 臍帯血供給事業〔臍帯血バンク〕

- ① 臍帯血供給事業（移植に用いる臍帯血の採取、調製、保存、検査、引渡し等を行う事業。私的バンク事業を除く。）を**許可制**とすること。
- ② 営利を目的としてその事業を行おうとする者でないこと、臍帯血供給業務の方法が③の基準に適合していること等の要件を満たしていなければ、許可を受けられないこと。
- ③ 臍帯血供給事業を行うに当たっては、臍帯血供給業務の方法に関して移植に用いる臍帯血の**品質の確保のために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守**しなければならないこと。
- ④ 提供しようとする妊婦に対し、**適切な説明**を行い、その同意を得なければならないこと。
- ⑤ 移植に用いる臍帯血に関する情報を第7の支援機関に対し提供しなければならないこと。
- ⑥ 厚生労働省令で定める基準に従い、臍帯血供給業務の遂行に支障のない範囲内において、その採取した移植に用いる臍帯血を**研究のために自ら利用し、又は提供**することができること。
- ⑦ 国は、臍帯血供給事業に要する費用の一部を**補助**することができること。
- ⑧ 守秘義務、監督、援助等について定めること。

第7 造血幹細胞提供支援機関〔日本赤十字社を想定〕

- ① 厚生労働大臣は、営利を目的としない法人等であって、②の支援業務を適正・確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、造血幹細胞提供支援機関（以下「支援機関」という。）として**指定**することができること。
- ② 支援機関は、(1)骨髄・末梢血幹細胞**ドナー登録**その他造血幹細胞提供関係事業者に対する**協力**、(2)造血幹細胞提供関係事業者間の**連絡調整**、(3)移植に用いる造血幹細胞に関する**情報の一元的な管理・提供**、(4)移植に用いる造血幹細胞の提供に関する**普及啓発**を行うこと。
- ③ 国は、②の支援業務に要する費用の一部を**補助**することができること。
- ④ 守秘義務、監督等について定めること。

第8 その他

罰則、施行期日（公布日から1年6月以内）、経過措置、検討条項その他所要の規定を置くこと。

肝炎対策について

健康局肝炎対策推進室

肝炎対策基本法 (平成21年法律第97号)

肝炎対策を総合的に策定・実施

- ・肝炎対策に関し、基本理念を定め、
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、
- ・肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、
- ・肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。

基本的施策

予防・早期発見の推進

- ・ 肝炎の予防の推進
- ・ 肝炎検査の質の向上 等

研究の推進

肝炎医療の均てん化の促進

- ・ 医師その他の医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備
- ・ 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・ 肝炎医療を受ける機会の確保
- ・ 肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり

肝炎患者の
人権尊重

・
差別解消
に配慮

肝炎対策基本指針策定

肝炎対策推進協議会

- ・ 肝炎患者等を代表する者
- ・ 肝炎医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

関係行政機関

設置
⇄
意見
⇄
資料提出等、
要請
⇄
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

- 公表
- 少なくとも5年ごとに検討
→必要に応じ変更

肝硬変・肝がんへの対応

●治療水準の向上のための環境整備

●患者支援の在り方について、医療状況を勘案し、必要に応じ検討

肝炎対策基本指針の概要（平成23年5月16日策定）

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

- 肝炎患者等を含む関係者が連携して対策を進めることが重要であること。
- 肝炎ウイルス検査の受検体制の整備及び受検勧奨が必要であること。
- 地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制の整備の促進が必要であること。

- 抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果の検証を行うことが必要であること。
- 肝炎医療を始めとする研究の総合的な推進が必要であること。
- 肝炎に関する正しい知識の普及啓発が必要であること。
- 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供が必要であること。

第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

- 新たな感染を予防するための正しい知識の普及やB型肝炎ワクチンの予防接種の在り方に係る検討が必要であること。

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることの周知、希望する全ての国民が検査を受検できる体制の整備及びその効果の検証が必要であること。
（今後取組が必要な事項）
肝炎ウイルス検査の個別勧奨や出張型検診等の推進 等

改 第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

- 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられる体制の整備及び受診勧奨が必要であること。
（今後取組が必要な事項）
肝炎治療コーディネーターの育成、肝炎患者支援手帳の配布 等

新 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

- 肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成することが必要であること。

第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

- 研究実績の評価や検証、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる研究の実施が必要であること。

改 第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

- 肝炎医療に係る医薬品を含めた医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。

新 第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

- 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、肝炎患者等に対する不当な差別を防ぐため、普及啓発が必要であること。

改 第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

- 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化が必要であること。
- 肝硬変及びがん患者に対する更なる支援を行うこと。
- 地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制の構築等が望まれること。
- 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無について認識を持ち、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識に基づく適切な対応に努めること。
- 今後、各主体の取組について定期的に調査及び評価を行い、必要に応じ指針の見直しを行うこと。また、肝炎対策推進協議会に対し、取組の状況について定期的な報告を行うこと。

1 肝炎治療促進のための環境整備

100億円（100億円）

○ 肝炎治療に係る医療費助成の継続実施

- ・ インターフェロン治療又は核酸アナログ製剤治療を必要とするB型及びC型肝炎患者が、その治療を受けられるよう、引き続き医療費を助成する。

2 肝炎ウイルス検査の促進

32億円（29億円）

○ 肝炎患者の重症化予防の推進（一部新規）

- ・ 保健所や委託医療機関において、原則無料の肝炎ウイルス検査等を引きつづき実施する。あわせて、肝炎ウイルス検査で陽性となった者に対する医療機関への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査費用や低所得者の定期検査費用への助成を行うことにより、陽性者のフォローアップを推進し、重症化予防を図る。

○ 市町村等における肝炎ウイルス検査等の実施

- ・ 40歳以上の5歳刻みの方を対象とした肝炎ウイルス検診の個別勧奨を引きつづき実施する。

3 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応

7億円（7億円）

○ 肝炎患者の相談支援や生活指導の充実（一部新規）

- ・ 拠点病院の肝疾患相談センターにおいて肝炎患者からの治療等に関する相談に対応するとともに、新たに保健師や栄養士を配置し、肝炎患者に対する生活指導を行う。

○ 一般医療従事者への研修（新規）

- ・ 肝炎医療従事者以外の医療従事者に対しても肝炎に関する研修を行うことにより、地域における診療ネットワークを活用した患者の早期発見・適切な医療へと繋げる。

4 国民に対する正しい知識の普及

2億円（2億円）

○ 肝炎総合対策推進国民運動による普及啓発の推進

- ・ 多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進する。

○ 市民公開講座や肝臓病教室の開催による普及啓発の推進（新規）

- ・ 肝疾患診療連携拠点病院において、一般市民を対象とした公開講座や肝炎患者を対象とした肝臓病教室を開催することにより、肝炎の病状や最新の治療法、日常生活の留意点などの必要な知識を分かりやすく伝える。

5 研究の推進

46億円（50億円）

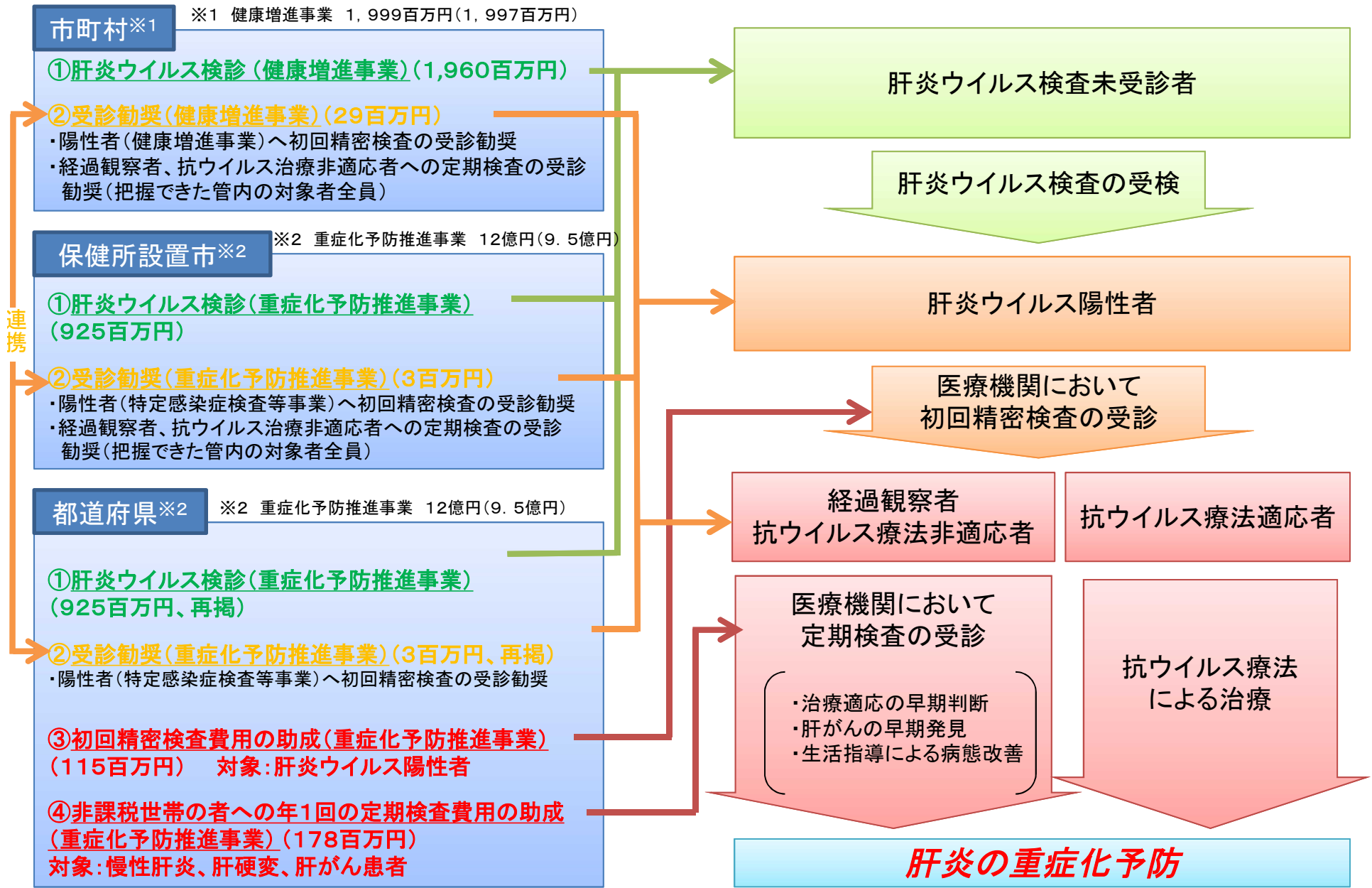
○ 肝炎等克服実用化研究事業（一部新規）【厚生科学課計上】

- ・ 肝炎に関する基礎、臨床研究等を総合的に推進し、肝炎治療実績の大幅な改善につながる成果の獲得を目指す。また、B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発等を目指し、基盤技術の開発を含む創薬研究や治療薬としての実用化に向けた臨床研究等を総合的に推進する。

○ 肝炎等克服政策研究事業【厚生科学課計上】

- ・ 肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる疫学調査や行政的な課題を克服するために必要な研究を進める。

肝炎患者の重症化予防の推進 12億円（9.5億円）



背景

平成19年1月にとりまとめられた「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」(全国C型肝炎診療懇談会報告書)においては、専門医療機関とかかりつけ医の診療連携体制を構築し、地域における肝疾患診療水準の向上や均てん化を図ることが重要とされた。

これを受け、各都道府県において、肝疾患診療連携拠点病院を原則1箇所指定し、当該病院を中核医療機関として、地域の肝疾患診療体制を構築することとされた(現在47都道府県で70箇所の拠点病院が指定されている)。

しかし、現状において、拠点病院に求められている機能が十分果たされていないことから、拠点病院に対する補助メニューを追加し、機能強化を図る。

【拠点病院に求められている機能】(「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」より)

- ① 肝疾患診療に係る一般的な医療情報の提供
- ② 都道府県内の肝疾患に関する専門医療機関等に関する情報の収集や紹介
- ③ 医療従事者や地域住民を対象とした研修会や講演会の開催や肝疾患に関する相談支援に関する業務
- ④ 肝疾患に関する専門医療機関と協議の場の設定

事業内容

既存の拠点病院事業

肝疾患相談センターの設置
(患者への相談等対応、情報収集、情報提供)

肝炎患者の就労に関する相談支援モデル事業
(就業と治療の両立に関する相談支援)

肝炎専門医療従事者への研修

肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会
(専門医療機関等と診療連携等について検討)

機能強化

新たに追加する拠点病院事業

保健師、栄養士の配置
(食事や運動等の日常生活に関する生活指導や情報提供)

市民公開講座や肝臓病教室の開催
(住民や患者への情報提供や相談支援)

一般医療従事者への研修
(医療現場において肝炎患者を早期に発見し、適切な医療に繋げることを目的に、普段肝炎治療に携わっていない医療従事者を対象に肝炎の基礎的な研修を行う)

経費の性質

・補助金 (補助先)都道府県、独立行政法人等 (補助率)都道府県 1/2、独立行政法人等 10/10

感染症対策について

健康局結核感染症課